

新潟市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 44 号

新潟市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則

新潟市臨時職員に関する規則（平成 6 年新潟市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「切り捨てた」を「1 時間に切り上げて得た」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「及び第 6 号」を「から第 7 号まで」に改め、同項第 6 号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話」を、「5 日」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- （7）新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟市条例第 2 号）第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護を行う臨時職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 任用期間内において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。ただし、第 5 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の第 5 条第 4 項第 6 号の規定により付与された休暇は、改正後の第 5 条第 4 項第 6 号の規定により付与された休暇とみなす。